

戸籍謄本の申請方法

1 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

(1) 相続人様を確認するために、被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本が必要になります。婚姻、養子縁組、転籍、戸籍の所轄省令による改製の有無等により、複数の戸籍謄本が必要となる場合があります。

※改製原戸籍、除籍謄本が必要となる場合があります。

※戸籍を電算化した自治体の場合、戸籍謄本は「戸籍全部事項証明書」として発行されます。

(2) 戸籍謄本は亡くなられた時の本籍地の役所窓口または、郵送で請求いただくことが可能です。いずれの場合も申請前に必要な書類等を役所へご確認ください。ご請求の際には、「相続手続のために必要」「被相続人の出生から死亡まで連続している戸籍謄本が必要」な旨をお伝えください。

なお、亡くなられた時の本籍地の役所ではすべての戸籍謄本が揃わず、従前の本籍地の役所へ申請が必要な場合があります。

保存年限や戦災等により、役所に戸籍謄本が保存されていない場合は、その旨の証明書を役所に申請してください。

※2024年3月より「広域交付制度」が開始され、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本を申請することが可能となりました。なお、詳細は最寄りの市区町村にご確認ください。

戸籍謄本の取得例

次の方の例では、戸籍①～⑥の計6通の戸籍謄本が必要になります。

年代	戸籍の変更となった理由
・	戸籍①：被相続人様の出生
・	戸籍②：結婚により、別戸籍に入籍
・	戸籍③：家督相続（昭和22年5月までの旧民法にあった制度）
昭和32年	戸籍④：法務省令27号により、戸籍③を消除し、新たに戸籍編製
・	戸籍⑤：転籍（本籍地も変更した場合）
平成6年	戸籍⑥：法務省令51号により、戸籍⑤を消除し、新たに戸籍編製
・	
令和〇年	被相続人様が亡くなられた日

※上記は一般的な例ですので、被相続人様によって通数が異なります。

※「法定相続情報一覧図」でもお手続き可能です。なお、「法定相続情報一覧図」の記載内容に変更がある場合は、変更内容を確認できる戸籍謄本等をご提示ください。

2

相続人様の戸籍謄本について（戸籍全部事項証明書）

(1) 被相続人様（亡くなられた方）の戸籍から婚姻や養子縁組等により除籍・転籍等されている場合は、現在の戸籍謄本（または戸籍抄本）が必要になります。但し、次に該当される方は不要です。

- ・ 被相続人様と同一の戸籍に記載がある方
- ・ 被相続人様の出生時から死亡時まで連続した戸籍謄本にかえて「法定相続情報一覧図」で手続をされる方

(2) 兄弟姉妹の方が相続人様の場合は、被相続人様のご両親の出生時から死亡時までの戸籍謄本および祖父母が亡くなられていることが分かる戸籍謄本をご用意ください。

3

法定相続情報証明制度について

「法定相続情報証明制度」は、法定相続人または代理人が相続関係図を作成して法務局に申出ることにより、法務局がその内容が正しいことを証明する制度です。

申出する場合は、被相続人様の出生時から死亡時までの戸籍謄本（または除籍謄本）と相続人様の戸籍謄本を取得のうえ「法定相続情報一覧図」を作成して戸籍謄本とともに法務局に提出します。法務局にて内容が正しいことを確認し、「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。制度の内容や手続き方法等の詳細については、最寄りの法務局へお問い合わせください。

【法定相続情報一覧図の写し】

